

# 建設工事中間前金払制度の導入について

(新宮町総務課)

受注者の資金調達の円滑化をより一層図るため、新宮町が発注する建設工事について中間前金払制度を導入することとしましたのでお知らせします。

## 1 中間前金払制度について

中間前金払とは、当初の前金払（契約金額の4割以内）に加え、契約金額の2割を超えない範囲で追加して支払う前金払のことを言います。

## 2 内容

区分	前金払	中間前金払
建設工事	《要件》 契約金額が130万円以上  割合：契約金額の4割以内	《今回新設》 契約金額の2割以内
設計・調査等	《要件》 契約金額が50万円以上  割合：契約金額の3割以内	

## 3 中間前金払の要件（※すべてを満たす必要があります）

- ・既に前金払を実施していること
- ・契約金額が1,000万円以上であり、かつ、工期が90日以上であること
- ・工期の2分の1を経過していること
- ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること
- ・既に行われた作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること

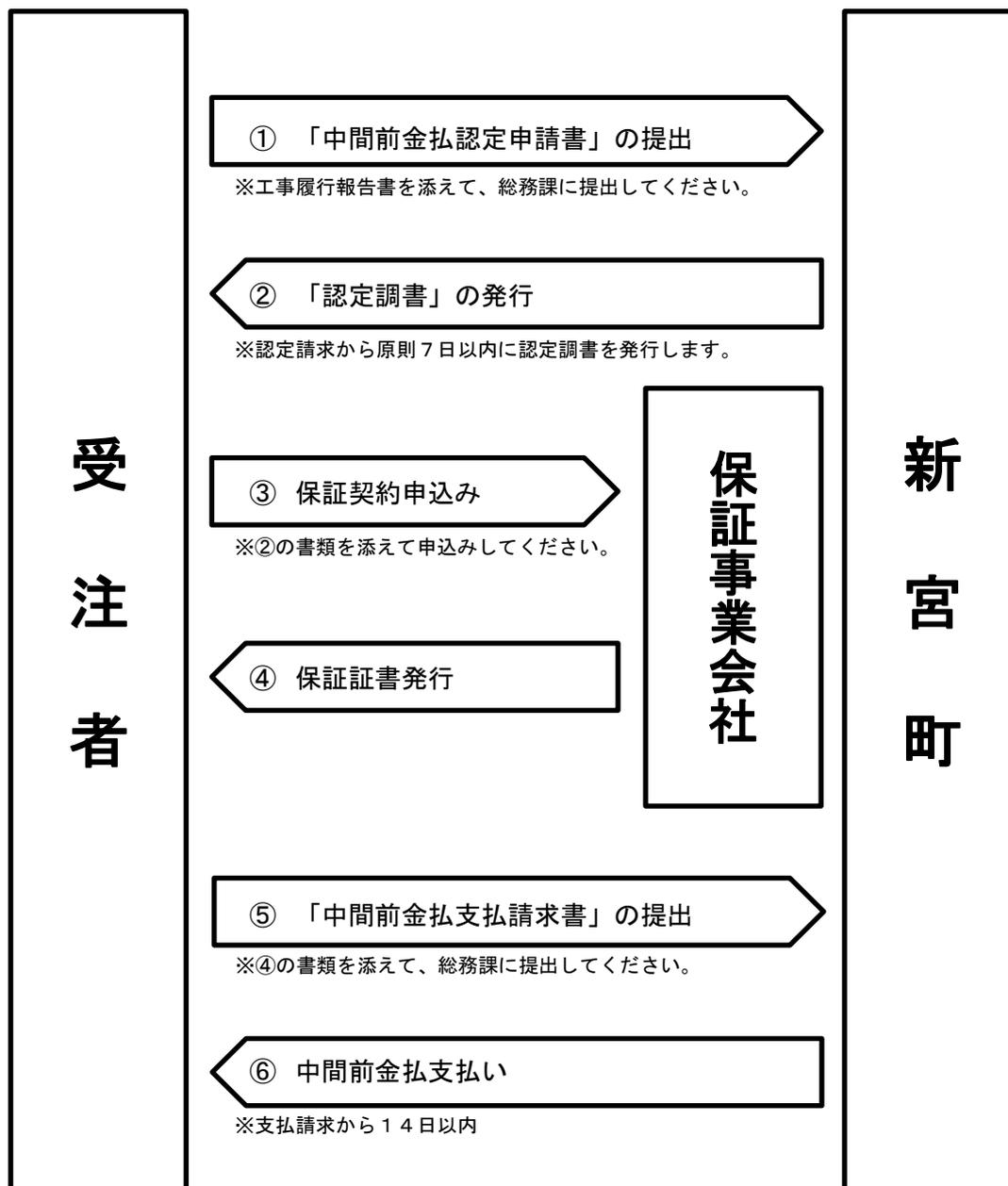
## 4 注意点

- ・中間前金払と部分払は併用できません。
- ・中間前金払は出来高検査を要しないため、現場を止める必要はありません。

## 5 導入実施期日

平成31年4月1日以降に契約を締結する建設工事案件

## ① 手続の流れ



## ② 様式等

中間前金払の認定請求に係る様式については、別紙を参照してください。

- (1) 中間前金払認定申請書 (様式第1号)
- (2) 工事履行報告書 (様式第2号)